

## 第5章 社会全般

## アクセシビリティ

Windows XPの登場が視覚障害者に与えた影響  
スクリーンリーダーとOS開発者の協力が必要

## アクセシビリティの重要性

アクセシビリティ (accessibility) とは、誰もが同じように利用することができる製品・システムなどを作るという、広い分野で考慮されている考え方である。コンピュータの世界では、早くから障害者のコンピュータ利用を促進するための取り組みが盛んである。これは、コンピュータを利用できることが障害者の社会生活の向上につながる事が強く認識されているためである。たとえば、電子的な形でやりとりされるテキスト情報は、印刷媒体からの情報取得が困難な視覚障害者や、放送などの音声媒体からの情報取得が困難な聴覚障害者にとって重要な情報源となっている。また、移動に制約がある肢体不自由者の場合も、コンピュータを用いることで新たなコミュニケーション手段を獲得することができる。このように、コンピュータが各自の障害を補う役割をすることで、障害者のより積極的な社会への参加が可能になる。

インターネットの利用者は年々増加してきており、その中でやりとりされる情報も多様化してきている。さらに、公的な事務手続きのオンライン化に関する検討が始まったり、銀行のサービスなどのように公共性の高いサービスをインターネットを用いて提供したりする動きが加速している。このような状況の中で、インターネットのアクセシビリティを保証し、公共サービスを受けたり情報を取得できな

かったりする人が生み出されないようにすることの重要性は増大している。

米国の「リハビリ法508条」と  
カナダ、欧州、日本の動き

アメリカを中心とした欧米諸国では、アクセシビリティを確保しようとする利用者の声も強く、またアクセシビリティの重要性に対する認識も高い。そのため、技術的にも社会的にも情報機器のアクセシビリティ向上へ向けた取り組みが日本と比較すると積極的に進められている。特に注目すべき点は、情報機器やインターネット上で提供される情報のアクセシビリティの向上を推進することを目的に、政府による法整備などを進める動きが加速していることである。

このような動きの代表的な例としては、米国の連邦法「Rehabilitation Act」の508条 **KJump01** と、それに付随する形で定められている情報機器などのアクセシビリティの判断基準となる「指針」である。この法律では、連邦政府関連機関に納入される情報機器や、これらの機関が提供する情報のアクセシビリティを保証することを義務づけている。

この規定は、実際の運用が始まってからまだあまり時間が経っていないため、今後の動向に注目すべきである。しかし、この規定により、民間におけるアクセシビリティを考慮した製品開発が促進されることが予想され、民間における情報機器の利用や情報提供にも良い影響を及ぼすことが期待できる。

米国のほかにも、英国、カナダ、EUなどが同様の取り組みを進めている。日本国内でも、旧通産省や旧郵政省が策定した情報処理機器やインターネット上の情報のアクセシビリティを向上させるための指針などが存在する。しかし、情報処理分野でのアクセシビリティを推進

するための、法的拘束力のある規定などは存在しないのが現状である。

## Windows XPとスクリーンリーダー

2001年中の出来事としては、主に視覚障害者のコンピュータ利用に関する影響を与えている事項として、Windows XPの発表と普及があげられる。視覚障害をもつユーザーの場合、画面の内容を音声や点字で確認するためのスクリーンリーダーと呼ばれるソフトウェアを利用することが多い。スクリーンリーダーはOSの内部情報などを用いて画面の音声化・点字化を行うわけだが、OSが新しくなると、スクリーンリーダーもOSの変化に対応して改編されなければならない。そのため、新たなOSの発売直後はスクリーンリーダーが対応するまでの間、新しいOSを利用できない期間が生じてしまう。

このような現象は、Windows 95、Windows 98などのOSの発表の際にも見られた問題である。とくに日本語に対応したスクリーンリーダーのユーザーは、このOSが利用できない期間が英語環境のユーザーと比較して格段に長くなってしまっている。

このような形で、情報機器、さらにはインターネットへのアクセスを阻害してしまうことにつながる状況を回避するためには、スクリーンリーダーの開発者とOSの開発者がより密接な協力体制を構築することが必要である。さらに、スクリーンリーダーを代表とするアクセシビリティ向上のための製品開発が、より積極的に進められるような社会環境の整備が求められる。

(中根雅文 NAP : Network Accessibility Project)



図1 「Rehabilitation Act」508条をテーマとするサイト **KJump01**

**KJump01** www.section508.gov



## [インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ [iwp-info@impress.co.jp](mailto:iwp-info@impress.co.jp)